

穴水町土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅再建支援事業

支援内容

土砂災害特別警戒区域等内（レッドゾーン）において、地震による住宅被害で再建（移転・建替）が必要となった被災者に対し、住宅の移転に要する費用や現地での建替に要する費用の一部を支援する。

1 支援対象

次の要件を全て満たす、地震による住宅被害で再建（移転・建替）が必要となった被災者

- ・土砂災害特別警戒区域内に、区域指定前から居住していること
- ・住宅が「半壊以上」の判定を受け、被災者生活再建支援制度の対象となったこと

2 支援対象経費

(1) 住宅移転費支援事業：土砂災害特別警戒区域・警戒区域以外への移転に要する費用

- ① 住宅除却費（危険住宅の除却、動産の移転経費等）
- ② 移転経費（建築確認等手続費用、賃貸住宅（災害公営住宅除く）の賃貸（1年間）等）
- ③ 住宅建設・購入費等（住宅建設・購入費、土地購入費、空き家等の改修費）

(2) 住宅補強費支援事業：現地（土砂災害特別警戒区域等内）での建替（部分建替を含む）時に必要な費用

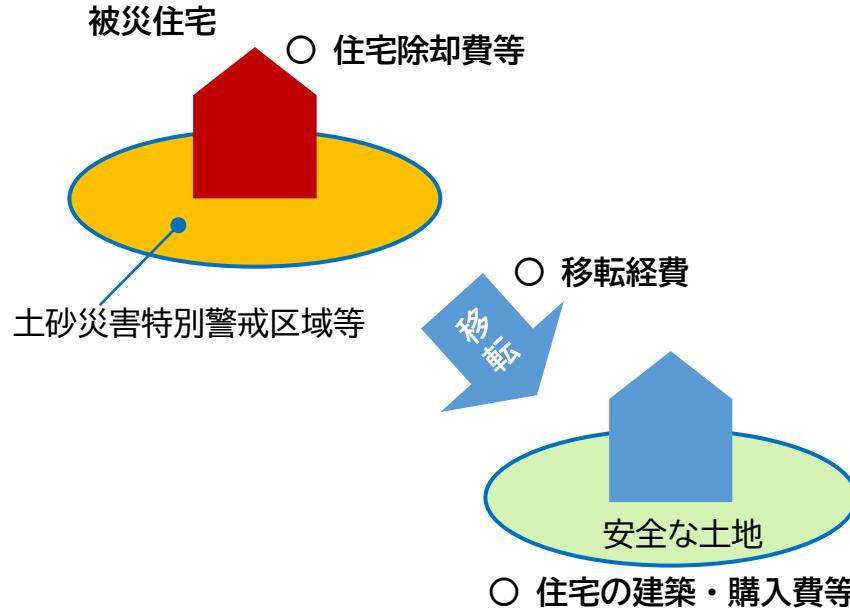
- ① 工事費用：建築基準法に規定された住宅補強工事に要する費用
- ② 設計費用：住宅補強工事のための設計に要する費用

対象事業区分	上 限 額 等
(1) 住宅移転	上限額：3,000千円 要件：被災住宅を除却し、移転先が穴水町内
(2) 住宅補強	上限額：1,500千円（対象経費に1/2を乗じた額） 要件：移転が困難な被災者

穴水町土砂災害特別計画区域等内の被災住宅再建支援事業 イメージ

住宅移転費支援事業

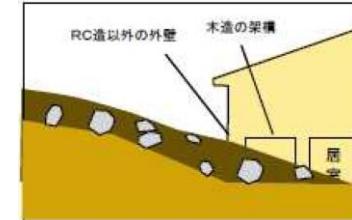
被災住宅を除却し、土砂災害に関するレッド・イエローゾーン以外の安全な土地に移転する費用を支援する。



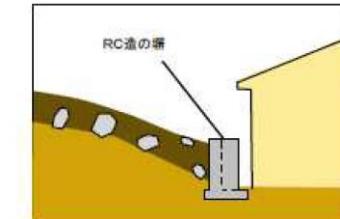
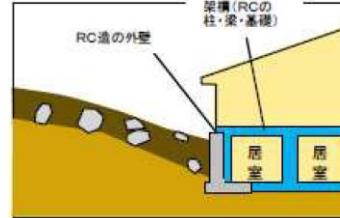
住宅補強費支援事業

被災住宅を土砂災害特別警戒区域等内にある現状の敷地において、建築基準法に規定された住宅補強工事を行う費用を支援する。

被災住宅



○ 住宅補強工事
(設計・工事費)



※ 想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける。

(参考) 災害レッド・イエローゾーンの建築規制等について

区域	建築規制等
レッドゾーン 住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域 <建築基準法> 急傾斜地崩壊危険区域 <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律> 原則、居室のある建築物の <u>建築禁止</u> 建築する場合は、建築物の構造を <u>鉄筋コンクリート</u> 造とすることが必要 ※急傾斜地崩壊警戒区域内でのり切り(長さ3m)、切土(直高2m)などの行為は許可が必要
	土砂災害特別警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律> 住宅(自己居住)は、 <u>土砂の崩壊に対して安全な構造</u> とすることが必要 *建築基準法に基づく居室を有する建築物の構造方法による ※特定開発行為(住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為等)は許可が必要 ※土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等を勧告
	地すべり防止区域 <地すべり等防止法> ※区域内でのり切り(長さ3m)、切土(直高2m)などの行為は許可が必要
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、 区域内の警戒避難体制の整備等 を求めている	土砂災害警戒区域 <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律> 建築制限なし
	津波災害警戒区域 <津波防災地域づくりに関する法律> 建築制限なし
	浸水想定区域 <水防法> 建築制限なし